

平成23年度第1回平塚市国民健康保険運営協議会会議録

日時 平成23年(2011年)6月30日(木)

午後2時～午後2時55分

場所 平塚市美術館 研修室

- 1 出席者 江口会長、長谷川委員、相原委員、山川委員、久保田委員、小林委員、添田委員、高山委員、竹村委員、綾部委員、以上委員10名
(欠席委員：井出委員、松井委員、中山委員、以上3名)

事務局：神保健康・こども部長、大野保険年金課長、浦田課長代理、鶴井課長代理、藤田主管、阿部主査、中田主事

- 2 傍聴者 なし

3 開 会

前会長及び職務代理者が辞任したため、大野保険年金課長が会長選出までの間進行役で開会する。

4 委嘱状の交付

落合市長から新たに平塚市国民健康保険運営協議会委員に就任された3名の委員に委嘱状を手交、委員就任のお礼の挨拶をした。

5 委員及び事務局職員の紹介

6 会長選出

平塚市国民健康保険運営協議会規則第3条第1項の規定により、会長は公益を代表する委員のうちから、選出されることになっており、慣例により公益を代表する委員が別室にて会長候補を協議した。高山委員が、会長候補は江口委員となったことを報告した。協議会に諮ったところ、全員一致で江口委員が会長に選出された。

7 審 議

(江口会長が会長就任の挨拶をし、会議の進行を始める。)

江口会長は、平塚市議会議員の高山委員を会長職務代理者に指名し、全員一致で了承された。

次第に従い、順次議題を審議した。

議題(1)「平成23年度平塚市国民健康保険事業特別会計当初予算について」

《事務局 資料 1 を用いて説明した。概要は次のとおり》

【概要説明】

それでは、すでに皆様に送付させていただいております配布資料の資料1をご覧ください。

1 ページ目が歳入、2 ページ目が歳出、3 ページ目が参考資料として当初予算総括表となっています。

まず、平成23年度平塚市国民健康保険事業特別会計当初予算の新しい点の概略を説明し、歳入、次に歳出について説明します。

3 ページの総括表をご覧ください。大変字が小さくなっておりますのを最初にお詫びします。この表を見ていただきますと、左右の欄外に振られています数字は、各科目の款となっております。説明に当たっては、何款の何の科目と申し上げますので、よろしく願います。

左側の歳入の1 款・国民健康保険税ですが、持続可能な国民健康保険事業の運営と財政の健全化を図るために、国民健康保険税を9.41%引き上げる税率改定を行っております。

続きまして、やはり左側の歳入の3 款・国庫支出金の介護従事者処遇改善臨時特例交付金ですが、これは平成21年度と22年度の2年度のみの特例交付金で、平成23年度はありません。その下の、出産育児一時金補助金は、一時金が平成21年10月から4万円引き上げられ、昨年度までは1件につきその2分の1の2万円が補助金として交付されていましたが、平成23年度はその4分の1の1万円が交付されます。また、同じく左側歳入の6 款・県支出金の県雇用対策費補助金は、神奈川県緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用し実施するもので、平成23年度も昨年度に引き続きこの補助金を利用し特定健康診査の受診勧奨業務を実施いたします。

歳入です。1 款・国民健康保険税70億2,598万2千円ですが、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分との合算額となっています。前年度と比べると、一般被保険者分は3億2,609万円の増、退職被保険者等分は983万6千円の減で、全体では額で3億1,625万4千円、率で4.7%の増となっています。

次に2 款・一部負担金2万円ですが、国民健康保険法第44条の規定により、保険医療機関等の窓口で支払う「一部負担金」の支払猶予を受けた被保険者が、本市に一部負担金を納付するための科目を設定するため、一般被保険者一部負担金及び退職被保険者等一部負担金にそれぞれ1万円を計上しています。

次の3 款・国庫支出金56億4,275万6千円ですが、療養給付費等負担金、高額医療費共同事業負担金、特定健診等負担金、財政調整交付金、出産育児一時金補助金を計上しています。今年度は、前期高齢者交付金の増額により、療養給付費等負担金が減額されるので、前年度に対し額で2億2,944万9千円、率で3.9%の減となっています。

療養給付費等負担金は、定率国庫負担金で歳出の一般被保険者に係る療養給付費などの保険給付費、後期高齢者支援金、老人保健医療費拠出金及び介護納付金に係る法に基づく国の定率負担金の見込額を計上しています。

高額医療費共同事業負担金は、歳出の7 款・共同事業拠出金の高額医療費共同事業拠出金の4分の1を国が負担することになっていますので、その見込額を計上しています。

特定健診等負担金は、平成23年度に実施する特定健康診査・特定保健指導に係る費用に

対する国の負担金の交付見込額を計上しています。

財政調整交付金は、各市町村の産業構造、住民所得、家族構成等の差異により、被保険者の保険税、又は料の負担能力は各市町村間においてかなりの格差があるため、定率の国庫負担のみでは解消されない市町村間の財政力の不均衡を調整することを目的として交付されます。前年度までの実績を勘案して計上しています。

4款・療養給付費等交付金14億7,492万6千円は、歳出の退職被保険者等に係る療養給付費などの合計額から、退職被保険者等が納める保険税等の収入合計額を差し引いた交付見込額を計上しています。

5款・前期高齢者交付金は、65歳から74歳までの前期高齢者を多く抱える保険者に対する交付金で、58億514万2千円を見込んでいます。

6款・県支出金11億5,946万1千円は、歳出の7款・共同事業拠出金うち、高額医療費共同事業拠出金の4分の1にあたる県の負担金と、特定健康診査・特定保健指導に係る費用の一部を負担する特定健診等負担金、及び県財政調整交付金の交付見込額等を計上しています。

7款・共同事業交付金29億742万5千円は、高額医療費共同事業に係る交付金と保険財政共同安定化事業に係る交付金です。

高額医療費共同事業とは、各都道府県の国民健康保険団体連合会を実施主体として行われている高額な医療費に対する再保険事業であり、具体的には1件当たり80万円を超える医療費に係る給付費の一定部分を国民健康保険団体連合会から各保険者に交付金として交付し、当該保険者の財政負担の緩和を図るものであります。運営は各市町村国保からの拠出金により賄われますが、国、都道府県がそれぞれ4分の1の負担金を各市町村に交付しています。

保険財政共同安定化事業とは、市町村の国民健康保険財政の更なる安定化を図るための共同事業で、各市町村の拠出金で賄われます。具体的には1件当たり30万円を超える医療費のうち8万円を超え80万円未満の部分について、一定率の交付基準額が交付されます。

8款・財産収入1千円は、療養給付費等支払準備基金積立金390万2千余円の利子収入の科目設定のために計上しております。

9款・繰入金31億7,318万9千円は、法定繰入金であります保険基盤安定繰入金、国の助成費の一般財源化に伴う徴税及び給付等に係る人件費、物件費等に充てる職員給与費等繰入金、歳出の出産育児一時金等の3分の2を一般会計から繰入れる出産育児一時金等繰入金、さらに不確定要素が多いため国保財政の安定化を図るため国保財政安定化支援事業繰入金の見込額と、所謂財政援助費であるその他一般会計繰入金の合算額を計上しています。

なお、その他一般会計繰入金は、被保険者の負担を軽減し、国保財政の健全化を図る目的から、一般被保険者の保険給付費、後期高齢者支援金及び介護納付金等に充てています。前年度に対して、3億1,994万8千円減の18億3,158万8千円を計上しています。

10款・繰越金4億円は、前年度からの繰越見込額を計上しております。

11款・諸収入1,909万8千円ですが、延滞金のほか、国民健康保険法第64条の規定に基づく第三者納付金、不当利得による返納金及び指定公費負担医療立替交付金等を計上しています。

次に、歳出について御説明いたします。

まず、1款・総務費3億9,187万4千円ですが、診療報酬明細書の共同電算処理に係る手数料、人件費、物件費、神奈川県国民健康保険団体連合会の負担金、保険税の賦課徴収等に係る経費の徴税費、運営協議会費等を計上しています。

次に、2款・保険給付費189億6,488万円ですが、前年度の実績などを勘案し、療養給付費の一般及び退職被保険者等の保険者負担見込額、療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、移送費、出産育児諸費、葬祭諸費、神奈川県国民健康保険団体連合会が行っている診療報酬明細書の審査と、各療養機関への支払事務に係る手数料等を計上しております。

なお、保険給付費全体では、前年度に対し、額で5億1,040万円、率で2.8%の増となっております。

3款・後期高齢者支援金等33億7,669万5千円は、社会保険診療報酬支払基金に納付する後期高齢者支援金やその事務費拠出金を計上しています。

4款・前期高齢者納付金等788万4千円は、65歳から74歳までの前期高齢者の偏在による医療費の不均衡を調整するため、前期高齢者の加入割合等により納付する納付金で、歳入にある前期高齢者交付金の原資となるものです。

5款・老人保健拠出金1,110万9千円は、老人保健法の規定により拠出した平成20年度概算拠出金の確定による精算見込額などと、社会保険診療報酬支払基金等が行う事務処理に要する費用に対する保険者拠出金の老人保健事務費拠出金の見込額を計上しています。

6款・介護納付金16億1,374万1千円は、平塚市国民健康保険に加入している40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者に係る介護給付費納付金の見込額を計上しています。

7款・共同事業拠出金29億744万5千円は、歳入の共同事業交付金に対する原資となるもので、先程説明いたしました高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業に対する拠出金と、新たに退職被保険者に移行する者を把握するために、神奈川県国民健康保険団体連合会に該当者リストを作成してもらうための共同事業事務費拠出金見込額を計上しています。

8款・保健事業費2億8,012万円は、特定健康診査・特定保健指導、医療費通知等の保健事業に係る経費を計上しています。

なお、特定保健指導は保健センターで実施しています。

9款・基金積立金1千円は、歳入にありました財産収入の療養給付費等支払準備基金積立金の利子を基金に積み立てるものです。

10款・諸支出金4,925万1千円は、過年度分の保険税過誤納還付金や指定公費負担医療立替金などであります。

11款・予備費500万円は、不測の支出に備えるために計上しています。

以上、平成23年度国民健康保険事業特別会計の予算規模は、前年度に対し、額で1億6,800万円、率で0.6%増の276億800万円となっております。

《質疑応答に入るが、特に委員から質疑・意見はなかった》

会長：御意見、御質問もないようですので、議題（1）「平成23年度平塚市国民健康保険事業特別会計当初予算について」は、終わらせていただきます。

続きまして、議題（2）「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震により被災した

被保険者に対する一部負担金等の免除及び国民健康保険税等の減免について」を、議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

議題（２）東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震により被災した被保険者に対する一部負担金等の免除及び国民健康保険税等の減免について

《事務局 資料 2を用いて説明した。概要は次のとおり》

【概要説明】

1 ページ目から 3 ページ目までが、この度発生した大震災により被災した者に対する本市国民健康保険及び後期高齢者医療制度における一部負担金等の免除の取り扱いになっております。

次の 4 ページ目は、「医療機関等を受診された被災者の方々へ」厚生労働省からでている「お知らせ」となっております。参考として載せさせていただきました。

5 ページ目は、被災者に対する本市国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の減免の取り扱いになっております。

まず、1 ページから 2 ページまでをご覧ください。

これは平成 23 年 6 月 21 日付け、厚生労働省保険局医療課からの事務連絡の一部を引用し、被災者に対する一部負担金等の免除について、「対象者の要件」及び「取り扱い期間」について載せたものです。

始めに一部負担金等の免除の内容についてその概略をお話すると、この度発生した東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に対し、一部負担金等ということで、一部負担金と、入院時食事療養費又は入院時生活療養費に係る標準負担額又は訪問看護療養費に係る自己負担額などの支払いを免除する取り扱いとしております。

対象者の要件としては、一つ目として免除の対象となる市町村が記載され、二つ目として免除の対象となる住家のり災状況、主たる生計維持者の状況、原発事故に伴い避難したことなどを申し立てた者であることなどが記載されております。そしてこの二つの要件を満たした場合、一部負担金等の免除対象者となります。

また、この取り扱いの期間は、一部負担金の免除につきましては、主たる生計維持者の行方が明らかとなるまでとする場合を除き、平成 23 年 3 月 11 日から平成 24 年 2 月 29 日までとなっております。

入院時食事療養費及び入院時生活療養費の標準負担額等の免除につきましては、現在のところ平成 23 年 8 月 31 日までとなっております。こちらについては延長される可能性があります。

次に 3 ページをご覧ください。

これは平成 23 年 5 月 2 日付け、保国発 0502 第 1 号、厚生労働省保険局国民健康保険課長通知の一部を引用し、原発事故に伴う取り扱い期間について載せたものです。

福島第 1 原子力発電所から半径 10 km 圏内の地域は、3 月 11 日から

福島第 1 原子力発電所から半径 10 ～ 20 km 圏内の地域は、3 月 12 日から

福島第2原子力発電所から半径10km圏内の地域は、	3月12日から
福島第1原子力発電所から半径20～30km圏内の地域、 原子力災害対策特別措置法の規定による計画的避難区域 若しくは緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害 対策本部長の指示の対象となっている地域は、	3月15日から 4月22日から

平成24年2月29日までの間において当該指示が解除されたものについては、別途定める日までとすとなっております。

続きまして5ページをご覧ください。

これは本市国民健康保険及び後期高齢者医療制度における被災者に対する保険税及び保険料の減免について、その取り扱いを載せたものです。

まず、一つ目は、一部負担金等の免除対象者を減免の対象者とする。二つ目は、所得基準を設けないこと。三つ目は、平成22年3月分と平成23年度分が減免の期間となること。四つ目は、国民健康保険税は全額が免除、後期高齢者医療保険料は全額の2分の1ほどが減免されること。などとなっております。

それではこのことについて、実際のこれまでの本市の状況についてお話ししますと、一部負担金等の免除の状況についてみますと、まず、国民健康保険につきましては、平成23年3月28日に被災地から転入されて国民健康保険の被保険者になられた方があり、同日免除申請をお受けしております。また、これまでに免除申請のあった9世帯、15名の方に一部負担金等免除証明書を交付しております。ただ、この内1世帯2名の方が本市から転出しておりますので、現在は8世帯、13名の方に一部負担金等免除証明書を交付していることとなります。

本市では、5月31日までは一部負担金等免除証明書について、神奈川県市町村国保保険者及び国保組合で統一した書式で発行していましたが、6月1日からは国の通知に基づいた全国で統一した様式の証明書を発行しております。

また、5月31日で期限の切れる証明書を交付していた方には、新しい様式の証明書をお渡ししております。

次に75歳以上の後期高齢者医療対象の方につきましては、震災以降8名の方が被災地から転入され、この内免除申請のあった3名の方すべてに神奈川県後期高齢者医療広域連合が発行する一部負担金等免除証明書を6月中旬にお渡ししております。

なお、残り5名の方につきましては、一部負担金等免除証明書の発行基準に該当しない方でした。

続いて国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の減免の状況についてみますと、震災被災者に対する平成23年度国民健康保険税の減免につきましては、一部負担金等免除証明書の交付対象者に適用する方針です。平成23年度保険税納税通知書発送の段階で、災害による減免の取扱いがある旨のお知らせ文書とともに、減免申請書様式を添付しています。対象世帯から申請があり次第、被災者について23年度分の保険税を全額免除する方針です。

平成23年度後期高齢者医療保険料の減免につきましては、災害による減免が適用され、保険料は年額の2分の1ほどとなります。現在、一部負担金等免除証明書を発行した3名の方より減免申請をいただいております、神奈川県後期高齢者医療広域連合が保険料を確定し、7月に納入通知書を発送する予定です。

《質疑応答に入る》

委員：確認なのですが、6月21日の官庁（厚生労働省）からの事務連絡ということですが、「東北地方太平洋沖地震」というのは今「東日本大震災」とは言わないのですか。

事務局：この地震を総称して「東日本大震災」ということで、統一的にこの震災の名前を使っていくということになっています。ただし、国からきている文書につきましては、この制度の適用地区を長野県の北部地区がかかっていますので、それを明らかにするために「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震」という言葉を使っている、というふうに考えています。

委員：わかりました。それから、平塚の転入者というのは、8世帯だけなのでしょうか。

事務局：今の段階では被災地からの転入において国民健康保険としては、9世帯15名の方がこられて、そのうち1世帯2名の方は転出してしまったということです。後期高齢者のほうにつきましては、8名の方が被災地と言われている地区から転入されてこられたのですが、一部負担金等免除申請の要件に該当されたのは3名の方だけで5名の方は該当しませんでした。

委員：意外に少ないので、ちょっとお聞きしたまでです。

事務局：補足させていただきますと、あくまでも平塚市に住民登録をなさった方ということです。実際に避難されても住民登録をもとのままにされている方については、こちらでは把握できませんので、平塚市に住民登録を移された段階で、その方がもし国民健康保険の方であれば、平塚市国民健康保険になります。あるいは後期高齢者の医療制度の対象になるということで、こちらの制度のほうも該当ということで平塚市で対応しなければならないということになります。その範囲での今の人数ですので、実際にはもっと大勢の方がいらっしゃると思います。

委員：わかりました。

委員：うち（薬局）に実際に福島県北部の方で、たぶん平塚には転入してなくて、ただ親戚に身を寄せているだけの人が二人ばかりいます。7月1日から医療機関等の窓口で証明書の提示が必要というふうに書かれていますけれども、具体的にどんなような書式かというのは今全然わかりません。見たことがないので、もし窓口に来られた時に困ってしまいます。

事務局：6月1日以降の書式につきましては、平塚市から医師会、歯科医師会、薬剤師会さんへすでに通知はさせていただいております。関係文書等も持ってきておりますので、今見ていただくことは可能です。

委員：いや文書はわかっているのですけれども、証明書というのはどんなものか載ってありましたら見せてください。

事務局：書式を持ってきてありますので、御覧ください。

《文書を確認》

委員：わかりました。

事務局：こちらは全国統一の様式です。

会長：ほかに御意見等がないということですので、議題（２）「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震により被災した被保険者に対する一部負担金等の免除及び国民健康保険税等の減免について」は終わらせていただきます。

次に、議題（３）「その他」について、事務局から何かありましたらお願いします。

議題（３）その他

《事務局が平成２３年１０月１日の国民健康保険証一斉更新における変更点と、「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等改正法」成立に伴う「平塚市国民健康保険税条例」の改正については、資料 3 を用いて説明した。概要は次のとおり》

【概要説明】

その他ということで、２件ほどお話しをさせていただきたいと思います。まず第一点は、今年の１０月１日から国民健康保険被保険者証の２年に１度の一斉更新を行います。その中で今までと違うところがあります。一つは省令が変わりまして、保険証の裏面の書式が変わります。そこに今までは平塚市では備考の欄を設けまして、臓器提供意思表示シールを貼る欄を設けましたが、今回の改正からその欄に直接その臓器提供意思表示の欄を作りまして、記載ができるように改めます。これは法令が変わりましたので、それに合わせたものです。それと同時に、その表示をしたところに目隠しシールを貼れるようにします。その目隠しシールにジェネリックの希望の表示もできるようにするというので今検討しています。まだ検討の段階なのでサンプルなどはありませんので、今お見せできませんが、一応そういう方向で検討しております。また、三師会（医師会、歯科医師会、薬剤師会）へは一斉更新の前に正式に通知をさせていただきます。

それから、もう一点は資料３のほうなのですが、お手元にありますでしょうか。一枚目の裏側の下のところに参考資料という四角い二重の枠で括られているところがあります。国民健康保険税の所得割算定を平成２５年度から旧ただし書方式に統一する規定などを盛り込んだ「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等改正法」がこの６月２２日の参議院本会議で可決・成立しました。本日公布の予定となっております。

りますが、これは地方税法の税制改正なのですが、その中に国民健康保険税の所得割の算定についても改正があります。何を言っているのかといいますと、地方税法の改正によりまして、国民健康保険の中でも、旧ただし書き方式と、市県民税方式といわれる所得割の計算の仕方がありまして、市県民税方式を採用しているところは、市県民税が改正されるたびに大きく所得割の算定額が変わってしまうという影響を受けます。特に今回、民主党の方針で扶養控除がなくなるということで、その影響が非常に大きく国民健康保険税に出る市町村があります。そこで、そういうことがないように国民健康保険税の所得割の課税方式を旧ただし書き方式に統一するという事です。旧ただし書き方式と市県民税方式の違いは、市県民税方式というのは市県民税の課税標準額などをもとに計算する方式なのですが、旧ただし書きというのは、市県民税で認められているいろいろな各種控除、あるいは特例措置を認めないで、一番最初の所得に対して基礎控除33万円だけを認めるという方式です。これは、市県民税の方の改正があったとしても影響を受けません。そういうことから旧ただし書き方式に25年度から全国の国保が統一されることとなります。資料3を御覧ください。平塚市の条例の中に課税限度というのがありまして、医療分については今51万円、後期高齢者の支援金分については14万円、介護納付金分については12万円というふうに金額が決まっています。平塚市の条例は、この金額を直接記載するのではなく、地方税法の条文を参照してその金額ということで決めています。その部分の項の番号が今回の地方税法の改正によってずれてしまうということが起こります。具体的には資料3の新旧対照表(案)のところにありますように、現行と改正案というのが左と右にございますが、その中でゴシック体で下線のついていない部分、ここが変わってしまいます。例えば一番最初にあるのは、第703条の4第12項というところが右側では第703条の4第11項、同じく少し下がったところに第703条の4第21項というの、右側では第703条の4第19項、同じようにさらに下がって第703条の4第30項というの、右側では第703条の4第27項というふうに、項の番号がずれてしまいます。これを直さなければならないということになりますので、そのことについて、9月の議会に提案をさせていただくこととなりますが、まだ今日公布されるというような状態なので、この運営協議会に正式に諮問することが今はできない状態です。そこで委員の皆様にお諮りしたいのですが、定例ですと当運営協議会が8月の末に国民健康保険の22年度の決算見込みということで開くわけなのですが、それでは9月の議会に間に合いません。もし正式にこれを当運営協議会に提案させていただくこととなると、遅くとも7月の終わり頃にもう一回当運営協議会を開いていただいて、諮問・答申をいただかなければならないということなのですが、内容的には全く変更はありません。ただ項番号を修正したいという話なので、もし委員の皆様にお許しいただければ、改正案ができた段階で運営協議会の会長さんと協議させていただき、お認めいただいたうえで、次回のときには諮問・答申ではなくて、報告というような形にさせていただいて、議会の方には上程させていただきたいというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。よろしく願いいたします。

《異議はなく了承される》

会 長：では、そのようにお願いいたします。他に御意見等もないようですので、議題(3)は、終わらせていただきます。

委員：国民健康保険証が変わるということで、私は前期高齢者なのですが、健康保険証と前期高齢者の受給者証のサイズが違うのですね。例えば持ち運びの際など同じサイズであれば非常に便利なのですが、その辺りはどのように考えているのでしょうか。厚労省が決めたのでしょうか、どうなのでしょうか。

事務局：保険証は全て書式が決められておりますので、サイズを含め、各自治体が勝手に決めることができません。今のカード式については、今のサイズ、今の形ということになっておりまして、前期高齢者の受給者証については正式にはあの大きさを、ああいった記載事項を書かなければならないということになっておりますので、まず、別々の証で一つのサイズにすることはできません。

委員：同じサイズにすることはできませんか。

事務局：同じサイズにすることはできません。それから、もう一つあります。保険証は高齢受給者証を兼ねることができることにはなっています。ですから、保険証一枚で高齢受給者証を兼ねた保険証を作ることはできるのですが、高齢受給者証については、御存じだと思いますが毎年（所得の）判定を行いまして、8月1日に新しい証を発行します。保険証については2年に1度、10月に更新ということにしておりまして、しかも保険証の場合にはいろいろな身分証明書代わりに使われたりしますので、お送りする時も簡易書留で送らせていただきます。そういったこともありまして、証の更新時期がずれるということと、一方は毎年、一方は2年に1度ということになっているので、現在平塚市においては二つの証を統一し、一枚の証にして送らせていただくということは、費用的にも難しい状態になっております。このことについては、御理解をお願いします。

委員：わかりました。

その他意見もなく、閉会となる。

以上